

議案第 87号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)

第2条 略

2及び3 略

4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の3の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

5 略

(処分)

第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。

2 別表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交付された交付金等が原資となっているものは、前項の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由のほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、これを処分することができる。

第2条 略

2及び3 略

4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

5 略

(処分)

第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(条例の廃止)

2 略

(鳥取県税条例の一部改正)

3 略

(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)

4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保
険法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分すること
ができる。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金 の整理又	処分事由

附 則

(施行期日)

1 略

(条例の廃止)

2 略

(鳥取県税条例の一部改正)

3 略

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金 の整理又	処分事由

略		は処理		
11 鳥取 県森林 整備担 い手育 成基金	林業従事者の 安全衛生の水準 の向上、技術及 び技能の向上、 厚生福利制度の 充実等並びに間 伐等の森林整備 を推進し、もっ て森林整備の担 い手の育成を図 ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

略		は処理		
11 鳥取 県森林 整備担 い手育 成基金	林業従事者の 安全衛生の水準 の向上、技術及 び技能の向上、 厚生福利制度の 充実等を推進 し、もって森林 整備の担い手の 育成を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立	<u>この条例</u> <u>又は附則第</u> <u>2項の規定</u> <u>による廃止</u> <u>前の鳥取県</u> <u>森林整備担</u> <u>い手育成基</u> <u>金条例（平</u> <u>成5年鳥取</u> <u>県条例第5</u> <u>号）の規定</u> <u>により運用</u> <u>益金として</u> <u>積み立てら</u> <u>れた額であ</u> <u>って現に存</u> <u>するものの</u> <u>合計額に相</u> <u>当する額の</u>

			て				て	範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
12 鳥取 県環境 学術等 研究基 金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)		12 鳥取 県環境 学術研 究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)による環境の保全及び快適な環	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)

	資すること。		のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		境の創造に關す る施策の推進に 資すること。		のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		
13 鳥取 県森林 整備地 域活動 支援基 金	森林所有者等 に対し森林の施 業の計画的かつ 一体的な実施に 不可欠な活動を 確保するための 支援を実施する ことにより、適 切な森林整備を 推進し、もって 森林の有する多 面的な機能を確 保すること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、		13 鳥取 県森林 整備地 域活動 支援基 金	<u>国から交付さ れる交付金を原 資として森林所 有者等に対し森 林の施業の計画 的かつ一体的な 実施に不可欠な 活動を確保する ための支援を実 施することによ り、適切な森林 整備を推進し、 もって森林の有 する多面的な機</u>	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、	(1) 当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充てると き。 (2) 当該 基金の原 資として 国から交 付された

			一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
略				

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金 の整理又 は処理	処分事由

	能を確保するこ と。		一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	交付金を 国に返還 するため に必要な 経費の財 源に充て るとき。
略				

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金 の整理又 は処理	処分事由

略

2	鳥取 県国民 健康保 険広域 化等支 援基金	国民健康保険 事業の運営の広 域化又は国民健 康保険の財政の 安定化を推進す るための市町村 に対する支援の 方針の作成、当 該方針に定める 施策の実施その 他国民健康保険 事業の運営の広 域化又は国民健 康保険の財政の 安定化に資する 事業に必要な費 用に充てるこ と。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
3	鳥取 県後期	後期高齢者医 療の財政の安定	(1) 高 齢者の	一般会計歳 入歳出予算	当該基金 の設置目的

略

2	鳥取 県国民 健康保 険広域 化等支 援基金	国民健康保険 事業の運営の広 域化又は国民健 康保険の財政の 安定に資する事 業に必要な費用 に充てること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
3	鳥取 県後期	後期高齢者医 療の財政の安定	(1) 高 齢者の	一般会計歳 入歳出予算	当該基金 の設置目的

高 齡 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	化に資する事業 及び後期高齢者 医療広域連合に 対して保険料率 の増加の抑制を 図るための交付 金を交付する事 業に必要な費用 に充てること。	医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高 齢者医 療の国 庫負担 金の算 定等に 関する 政 令 (平成 19年政 令第325	に計上して 当該基金に 積立て	を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
----------------------------------	---	---	-----------------------	---

高 齡 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	化に資する事業 に必要な費用に 充てること。	医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高 齢者医 療の国 庫負担 金の算 定等に 関する 政 令 (平成 19年政 令第325	に計上して 当該基金に 積立て	を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
----------------------------------	------------------------------	---	-----------------------	---

号) 第
19条の
規定に
基づ
き、一
般会計
歳入歳
出予算
に定め
る額
(2) 前
期高齢
者交付
金等及
び後期
高齢者
医療の
国庫負
担金の
算定等
に關す

号) 第
19条の
規定に
基づ
き、一
般会計
歳入歳
出予算
に定め
る額
(2) 前
期高齢
者交付
金等及
び後期
高齢者
医療の
国庫負
担金の
算定等
に關す

		る政令 第19条 第1項 の条例 で定め る割合 は、1 万分の 9とす る。				る政令 第19条 第1項 の条例 で定め る割合 は、1 万分の 9とす る。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。